

## 公共職業能力開発施設について

厚生労働省 人材開発統括官付  
訓練企画室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 公共職業能力開発施設の種類



公共職業能力開発施設は、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校に分けられる。

このほか、職業訓練を担当する指導員の養成、再訓練等を行う機関として、職業能力開発総合大学校を(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営している。

| 施設                         | 主な職業訓練の種類   | 設置主体 | 施設数<br>(令和6年4月現在)          |
|----------------------------|---|------|----------------------------|
| 職業能力開発校                    | ・中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施  | 都道府県 | 145<br>(外、分校12カ所)          |
|                            |   | 市町村  | 1                          |
| 職業能力開発短期大学校                | ・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程)   | 機構※1 | 1                          |
|                            |   | 都道府県 | 15                         |
| 職業能力開発大学校<br>(ポリテクカレッジ)    | ・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程)<br>・専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施(応用課程) | 機構   | 10<br>(外、附属短期大学校12校)       |
| 職業能力開発促進センター<br>(ポリテクセンター) | ・離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施  | 機構   | 46<br>(外、訓練センター15カ所、分所2カ所) |
| 障害者職業能力開発校                 | ・障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施  | 国※2  | 13                         |
|                            |   | 都道府県 | 6                          |

(参考)

|             |  |    |   |
|-------------|--|----|---|
| 職業能力開発総合大学校 | ・職業訓練を担当する指導員の養成、職業能力の開発及び高度な職業訓練を総合的に実施 | 機構 | 1 |
|-------------|--|----|---|

※1 「機構」と記載してあるのは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のことを言う。

※2 国が設置した障害者職業能力開発校は、その運営を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(2)及び都道府県(11)に委託している。

# 職業能力開発促進法の関連条文

## 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（抜粋）

### （国及び都道府県の行う職業訓練等）

第十五条の七 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第十六条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるもの（都道府県にあつては、当該職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるもの）については、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。

- 一 職業能力開発校（普通職業訓練（次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下同じ。）で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。）
- 二 職業能力開発短期大学校（高度職業訓練（労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。）で長期間及び短期間の訓練課程（次号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程を除く。）のものを行うための施設をいう。以下同じ。）

### （公共職業能力開発施設）

第十六条 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。

- 2 前項に定めるもののほか、都道府県及び指定都市は職業能力開発短期大学校等を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。
- 3 公共職業能力開発施設の位置、名称その他運営について必要な事項は、国が設置する公共職業能力開発施設については厚生労働省令で、都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設については条例で定める。

### （職業訓練等に準ずる訓練の実施）

第九十二条 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校及び職業訓練法人は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その行う職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練を次に掲げる者に対し行うことができる。

- 一 労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とする者
- 二 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学又は研修の在留資格をもつて在留する者
- 四 前三号に掲げる者以外の者で厚生労働省令で定めるもの

# 公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等について

労働省職業能力開発局管理課長・能力開発課長名通知を都道府県職業能力開発主管部長あてに発出し、都道府県に地域の実情を踏まえた配慮を依頼。

(平成10年3月31日、平成18年6月12日、平成26年2月10日、令和5年4月17日に同趣旨通知を発出)

(依頼の内容)

- 1 都道府県立の公共職業能力開発施設の設置・改廃について  
公共職業能力開発施設を整備する場合に、専修学校等関係者も含めた協議の場等を設け、地域の状況を踏まえつつ、調整を図るようお願いしたいこと、
- 2 公共職業能力開発施設に関する広報活動について  
新規学卒者のみを対象としているかのような誤解を招く表現や方法での勧誘等を行わないようにされたいこと、
- 3 職業能力開発施設の名称等について  
名称等について、学校教育法に基づく施設と混同がなされないようにすること、
- 4 公共職業能力開発施設の授業料等について  
授業料等については、受益者負担の観点から、都道府県の実情に応じ、その徴収のあり方について検討するようお願いしたいこと